

令和5年度 廃棄物管理責任者講習資料

大規模建築物の廃棄物減量の概要

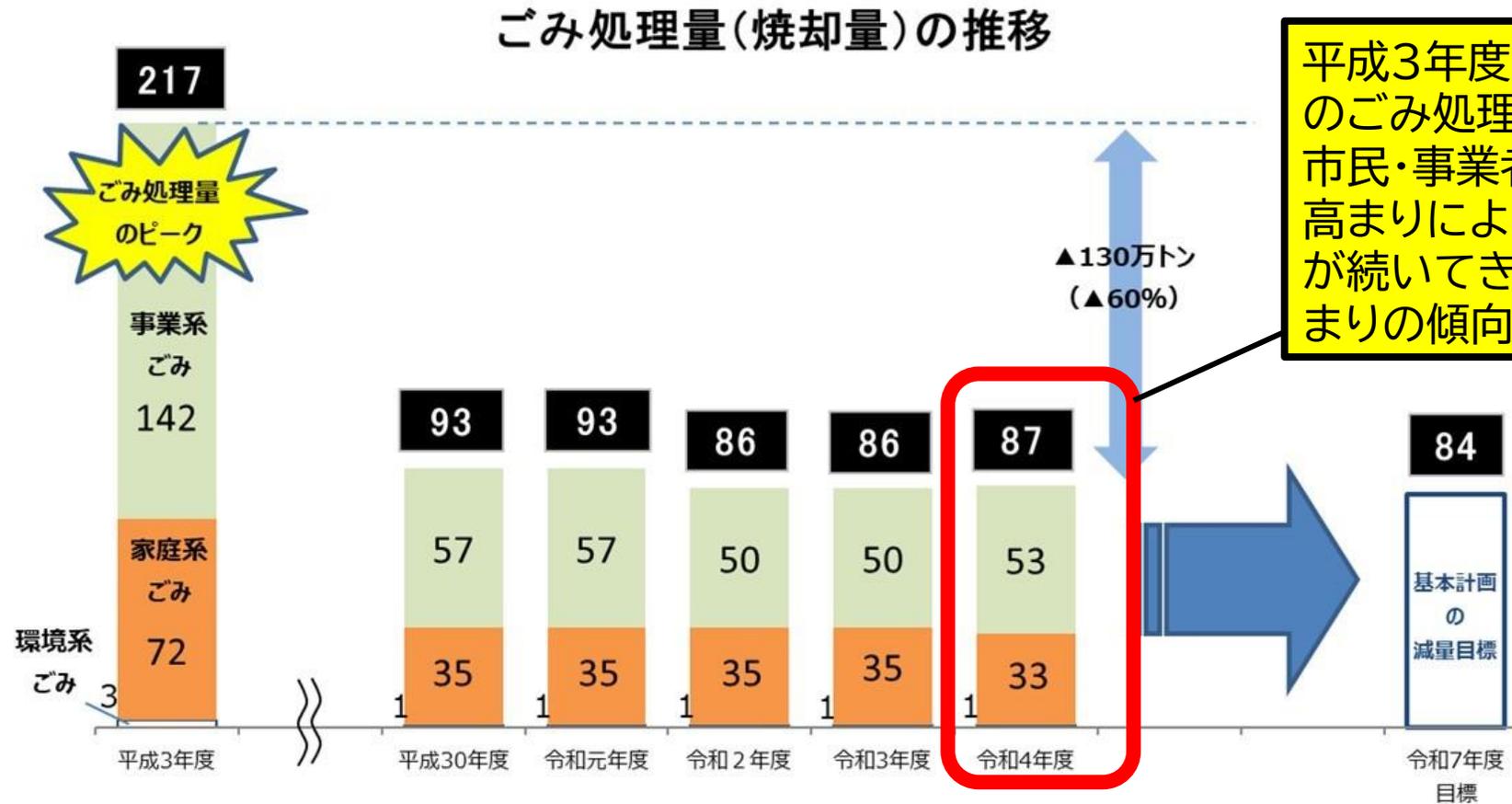
大阪市 環境局 事業部 一般廃棄物指導課

この章の内容



- 大阪市の廃棄物処理の現状
- 特定建築物から排出される廃棄物の現状
- 排出実態調査結果の課題に対する取組
- 「食品ロス」削減の責務

令和4年度大阪市のごみ処理量



令和4年度ごみ処理量は87万トン
大阪市全体のごみ増減は、事業系ごみの増減が影響



※ 排出量は、環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」における事業系ごみ搬入量による
 ※ 事業所数は、総務省統計局「平成26年経済センサス 基礎調査」及び「令和元年経済センサス基礎調査」による
 ※ 府下平均は、大阪市を除く

一事業所一日あたりの排出量は前年度と比較して316 g 増加

令和4年度特定建築物 ごみ発生量・資源化量・廃棄量実績一覧

	廃棄した量	再生に回った量	合計	資源化率
	(トン/年)	(トン/年)	(トン/年)	(トン/年)
	(A)	(B)	(C) = (A+B)	(D) = (B/C)
OA紙	940.3	10,135.6	11,075.9	91.5%
その他紙 (OA紙以外)	1,369.9	8,521.7	9,891.6	86.2%
機密書類 (シュレッダー紙含む)	373.5	15,493.3	15,866.8	97.6%
新聞紙 (折込広告含む)	145.1	4,681.3	4,826.4	97.0%
雑誌	159.3	9,301.5	9,460.8	98.3%
段ボール	615.2	91,432.9	92,048.1	99.3%
再生に適さない紙	14,537.1	2,121.6	16,658.7	12.7%
紙類合計	18,140.4	141,687.9	159,828.3	88.7%
厨芥 (茶殻・残飯・魚あら等)	53,073.6	18,119.2	71,192.8	25.5%
その他一般廃棄物	54,630.7	1,993.2	56,623.9	3.5%
一般廃棄物合計 (紙類を含む)	125,844.7	161,800.3	287,645.0	56.2%
びん	393.8	3,957.9	4,351.7	91.0%
ガラスくず等	791.1	1,603.5	2,394.6	67.0%
缶	234.9	6,028.3	6,263.2	96.2%
金属くず等	2,642.4	17,110.8	19,753.2	86.6%
ペットボトル	749.3	5,468.1	6,217.4	87.9%
プラスチック類	17,483.7	11,073.0	28,556.7	38.8%
その他産業廃棄物	16,986.8	52,206.7	69,193.5	75.5%
産業廃棄物合計	39,282.0	97,448.3	136,730.3	71.3%
総合計	165,126.7	259,248.6	424,375.3	61.1%

前年度より
ごみ発生量は
2.9万トン
減少

しかし、
再生に
回った量も
4.4万トン
減少したため、

資源化率は
5.8%下落

特定建築物から排出されるごみの状況

○ごみ発生量

- ・前年度より2.9万トン減少。

○再資源化（資源化率）

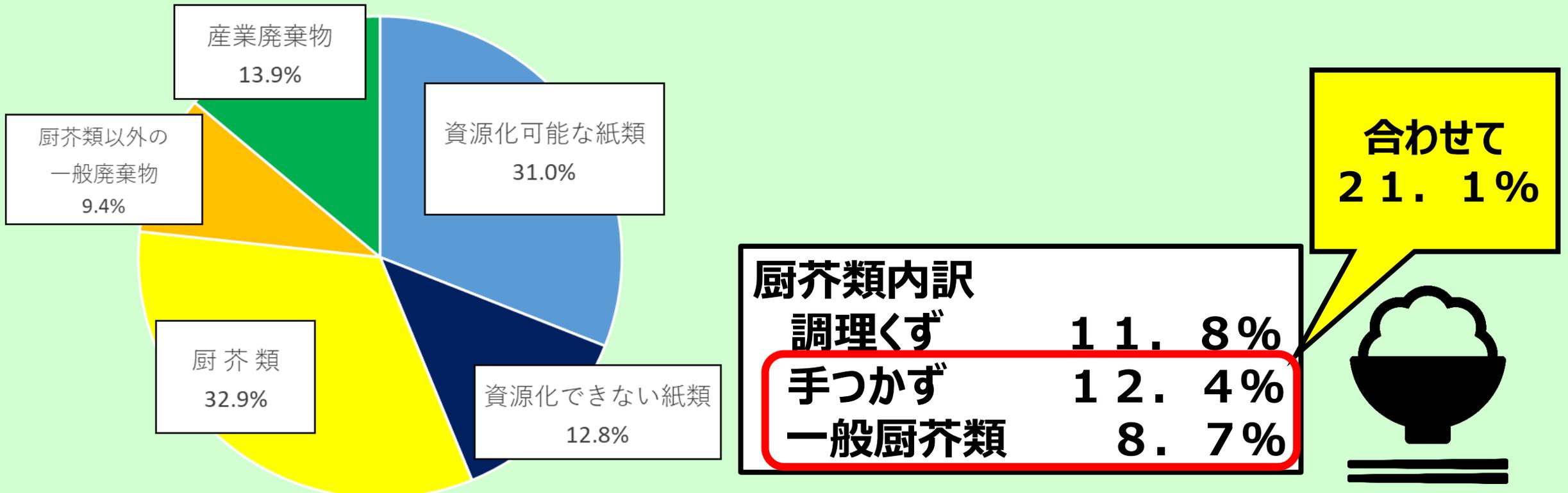
- ・前年度より5.8%下落（再資源化量は4.4万トン減少）。
- ・紙類は、前年同水準で推移。
- ・一般廃棄物（紙類除く）は、15.7%。
- ・ペットボトル及びプラスチック類は、前年度より19.2%下落。
（排出量は1万トン増加しており、プラスチック資源循環法施行により、分別意識が上昇したと考えられる。）



特定建築物排出実態（組成分析） 調査結果

特定建築物が排出する一般廃棄物の組成割合（重量比）

- 紙類が43.8%と最も多い。（資源化可能な紙類31.0%含む）
- 次に、厨芥類が32.9%と多い。
- 産業廃棄物が13.9%も混入している。



令和3年度特定建築物排出実態調査結果より

特定建築物排出実態調査結果からわかること

資源化可能な紙類が31.0%、プラスチック類などの産業廃棄物が13.9%も、一般廃棄物に混入している。

- ➔ **適正区分・適正排出を進めることにより、
現状より最大44.9%の一般廃棄物を削減することが可能。**

手つかずの食品、一般厨芥類（食品ロス）が、21.1%を占めている。

- ➔ **事業者の工夫により、
売れ残りや食べ残しを削減することが可能。**



組成分析調査から見えた課題

課題 1

廃棄物の適正区分・適正処理の徹底

課題 2

紙類の分別排出による再資源化の徹底

課題 3

食品廃棄物の減量促進



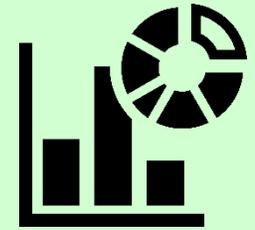
解決に向けて

課題 1 廃棄物の適正区分・適正処理の徹底

- 一般廃棄物・産業廃棄物等の区分について、繰り返し従業員・テナントへ周知。
- 個人のごみ箱は撤去し、分別ボックスに直接排出することで、
分別の徹底を心掛ける。
- 分別ボックスはフロアごとに設置するとともに、分かりやすい表示にする。



解決に向けて



課題 2 紙類の分別排出による再資源化の徹底

- 紙資料の廃止やプロジェクターの活用等によるペーパーレス化の徹底。
- 一般廃棄物収集運搬業許可業者や再生資源事業者と相談し、
取り組みやすい事業所独自の分別ルールを定める。
- その他の紙の分別容器は必ず設置。
分別に迷ったら「その他の紙」としてリサイクル（ただし、禁忌品は除く）。

ちょっと豆知識 1

古紙回収協力店制度



古紙回収協力店制度とは

資源化可能な紙類（新聞、段ボール、雑誌、OA紙）を、協力店の営業時間内であれば無料で持ち込むことができます。大阪市内では約50社の事業所が登録済。置場所に不自由していた古紙を手早く片付ける利便性があります。

大阪市 古紙回収協力店

検索



解決に向けて

課題3 食品廃棄物の減量促進



1. 発生を抑制する。

- 食材の有効利用、食品の販売方法の工夫による売れ残りの削減。

食品ロスとは

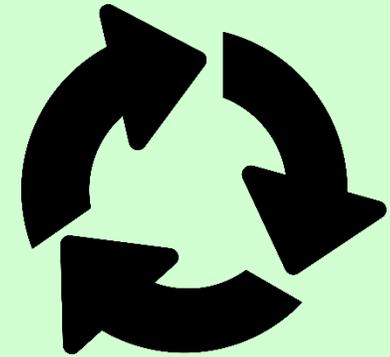
- 「食品ロス」とは、本来食べられるのに捨てられてしまう食品のことをいう。
- 食べ物を捨てることはもったいないことで、環境にも悪い影響を与えることになる。

日本の食品ロスの約半分は、 食品関連事業者から排出されたもの

- 令和3年度の食品ロス量は523万トン、このうち食品関連事業者から発生する事業系食品ロス量は279万トンと言われている。(農林水産省、環境省及び消費者庁推計値)

2. 再生利用する

- 飼料や肥料、メタンガス(燃料用)など。



食品廃棄物・食品ロスの発生量と再生利用（リサイクル）の現状

- 食品廃棄物の発生量は食品製造業が大部分を占めている。
- 再生利用（リサイクル）の実施率は、食品流通の川下に至るほど目標を下回っている。
- 食品小売業、食品卸売業、外食産業などは食品ロスを排出する割合が高くなっている。

ちょっと豆知識 2

登録再生利用事業者制度



登録再生利用事業者とは

食品循環資源（再生飼料・再生肥料など）を製造している事業者のうち、基準を満たし、主務大臣から登録を受けた事業者。

食品リサイクルに取り組む際に、優良な事業者を簡単に選べる。

地域によって登録数に差があり、大阪市内で活動できるのは現在 2 社のみ。

登録再生利用事業者制度

検索



3. 減量する

- 水切りの徹底。

(使用する器具によって違いはあるが、8.7%~25.9%の減量効果)

- 脱水、乾燥、発酵などによる減量化。

(約70%の減量効果)



食べ残しあかんでOSAKA

まだ食べられるのに捨てられる「食品ロス」などの食品廃棄物の減量に向け、小盛りメニューの導入や食べ残し削減の啓発活動などに取組む飲食店等を「食べ残しあかんでOSAKA」として登録し、大阪市ホームページなどで紹介しています。



大阪市 食べ残しゼロ

検索



4. 「食品ロス」削減の責務（SDGs）



2030年までに小売・消費レベルにおける食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。